

基準7. 管理運営

基準7—1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 7—1の事実の説明(現状)

7—1—① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

<設置者の管理運営体制>

- ア. 法人の管理運営機関として、議決機関である「理事会」、諮問機関である「評議員会」を設置している。
- イ. 「理事会」は原則として年6回開催し、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。なお、「理事会」は、年6回の開催のほかに、必要に応じて臨時に開催することがある。
- ウ. 法人に、理事9人ないし11人(現在数10人)及び監事2人を置き、理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任している。
- エ. 理事長は、「学校法人神野学園寄附行為」の規定に基づき、この法人を代表し、その業務を総理する。
- オ. 監事は、学校法人の業務及び財産の状況を監査し、その業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、「理事会」及び「評議員会」に提出することとなっている。また、監事は、監査法人による会計監査の際には、毎回立ち会うとともに、業務の監査に当たり、常に「理事会」に出席している。
- カ. 「評議員会」は、原則として毎年5月、12月及び3月に開催するほか、必要に応じて開催することがある。理事長においては、「学校法人神野学園寄附行為第20条」に規定する各事項について、あらかじめ「評議員会」に意見を聞くこととなっている。また、理事長は、毎年会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を「評議員会」に報告し、その意見を求めなければならないこととしている。

<本学の管理運営体制>

- ア. 本学における教育・研究に関する管理運営体制は、学長が本学の建学の精神に基づき、「学則」に従い、所属員を統括している。
- イ. 教育・研究に関する管理運営は、「学則」に従い、「教授会」並びに学長が任命した委員長による各種委員会による。「岐阜医療科学大学教授会規程」に規定される審議事項及びその他による重要事項は、「教授会」において審議される。
- ウ. 各学科・専攻科における教育・研究に関する管理運営は、「学科会議」が、これを行っている。また、学部及び学科には、「岐阜医療科学大学学部長選考規程」「岐阜医療科学大学学科長選考規程」の定めるところにより、学部長及び学科長を置いている。
- エ. 教育・研究組織と管理運営組織が協調して業務運営できるよう部科館長及び事務局管理職からなる「部科長会」を組織し、管理運営にあたっている。

7—1—② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

ア. 設置者の管理運営体制

本法人の役員の選任は、「学校法人神野学園寄附行為」に次のとおり規定している。

①理事は、9人ないし11人(「学校法人神野学園寄附行為第5条」)と規定されており、その選任については、「学校法人神野学園寄附行為第6条」に次のとおり規定されている。

第1号理事 学長又は校長 3人

第2号理事 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人ないし4人

第3号理事 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人ないし4人

平成23(2011)年5月1日現在の現員は10人であり、任期(「学校法人神野学園寄附行為第8条」)は、第1号理事「学長又は校長」を除き4年となっている。

②監事は、2人(「学校法人神野学園寄附行為第5条」)と定められており、その選任は「学校法人神野学園寄附行為第7条」に「この法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定されている。

平成23(2011)年5月1日現在の現員は、2人であり、任期(「学校法人神野学園寄附行為第8条」)は4年となっている。

③評議員は、19人ないし23人(「学校法人神野学園寄附行為第18条」)と定められており、その選任については、「学校法人神野学園寄附行為第22条」に次のとおり規定されている。

第1号評議員 理事会において選任された理事 2人ないし3人

第2号評議員 この法人の職員で理事会において選任された者のうちから、評議員会において選任した者 3人ないし4人

第3号評議員 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のもののうちから、理事会において選任した者 2人ないし3人

第4号評議員 学識経験者のうちから理事会において選任した者 12人ないし13人

平成23(2011)年5月1日現在の現員は、23人であり、任期(「学校法人神野学園寄附行為第23条」)は4年となっている。

イ. 学長の選任

学長は、「学校法人神野学園 学(校)長選考に関する申し合わせ」に則り、理事長が選考し「理事会」の承認を経て選任される。

ウ. 学部長の選任

保健科学部の学部長は、「岐阜医療科学大学教授会規程」及び「岐阜医療科学大学学部長選考規程」に定めるとおり、「学部長候補者選考委員会」により候補者が決定され、委員長により「教授会」に報告され選任される。

エ. 学科長の選任

保健科学部の学科長は、「岐阜医療科学大学教授会規程」及び「岐阜医療科学大学学科長選考規程」に定めるとおり、「学科長候補者選考委員会」により候補者が決定され、委員長により「教授会」に報告され選任される。

(2) 7-1の自己評価

- ・管理運営体制については、大学及びその設置者とともに、建学の精神を具現化するためのシステムが整備され、適切な管理運営がなされている。

(3) 7－1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・今後も、各種規程・手続きに則り、すべての事項について適切な管理運営を進めていく。

基準 7－2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 7－2 の事実の説明(現状)

7－2－① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

- ・設置者は学校運営に関わる基本事項、財務、人事、施設整備等について「理事会」で審議し、学校は教育、研究、その他教育活動等につき「教授会」等にて審議を行いそれぞれ執行している。このように管理部門と教学部門は区分されではいるが、それぞれの部門の審議事項が乖離することがないよう、理事である学長が日頃収集した情報を「理事会」に反映させている。また学部長及び教職員 3 人が評議員であり、「学校法人神野学園寄附行為第 20 条」に規定する各事項について、「評議員会」で意見を聞き、毎年会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績について報告をうけ、その意見を述べている。

なお、学内的には学部長及び幹部職員は、「教授会」等の重要な教学会議に出席し、意見を述べると共に教員の生の意見も聴取し、学内の管理部門と教学部門が乖離することがないように努めている。

(2) 7－2 の自己評価

- ア. 学長は神野学園の理事も務めており、また、学部長、事務局長及び教授、助教の各 1 人が評議員となっていることから、管理部門と教学部門、教学部門と事務部門との連携は適切になされている。
- イ. 「理事会」は、役職者の選任、予算編成・事業計画の策定・改廃等について、「教授会」の意見を十分に踏まえた上で審議に臨んでおり、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。

(3) 7－2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・管理部門と教学部門の連携のためのシステムは構築されており、連携も適切になされている。今後も、学長及び学部長等が「理事会」の大学運営に関する意向を十分に汲み取り、大学運営及び学部運営に当たり、将来的には、規模等の環境変化への迅速な対応ができるよう、更なる連携の方策を検討していく。

基準 7－3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

(1) 7－3 の事実の説明(現状)

7－3－① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

- ア. 平成 3(1991)年の短期大学設置基準の改正を機に、平成 4(1992)年に策定された「神野学園自己評価委員会規則」に従い学内規則を整備し、本学の「自己点検・評価委員会」を発足させて、本学の前身である「岐阜医療技術短期大学」の時代から自己点検・評価を実施してきた。

- イ. 4年制大学となった平成18(2006)年度からも、「岐阜医療科学大学自己点検・評価委員会規程」を制定し「自己点検・評価委員会」を設置して、自己点検評価を実施している。
- ウ. 教員は自己の授業に対する学生の授業評価に基づき自己点検を行い、対応策について検討し報告している。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

- ア. 評価結果における改善必要事項については、教学関係に関しては各委員会で、管理部門関係事項については事務局長が関係課に指示して検討の上、対応を行っている。
- イ. 教員の授業に関する自己点検は学内に開示しており、効果的な授業が出来るよう学生の授業評価に対する対応策を参考にしている。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

- ・「自己点検・評価報告書」は冊子にまとめられ、本学HPで公表し、また図書館への配架を行っている。

(2) 7-3の自己評価

- ・本学の前身である短期大学時代の平成5(1993)年度から実施し、大学となってからも引き続き実施され、制度として定着している。

(3) 7-3の改善・向上方策(将来計画)

- ・今後も、全教職員と学生は自己及び大学の改善と向上を目的とした正直な評価を行うことで、現状を認識し今後の改善策を見出していく。

[基準7の自己評価]

- ア. 学校教育法、私立学校法など法令と「学校法人神野学園寄附行為」に基づき、全ての業務が整然と執行されている。
- イ. 学校法人の管理運営については、「理事会」及び「評議員会」が寄附行為の定めるところにより、適切に職務が執行されている。
- ウ. 「理事会」は教学部門の意見を十分に取り入れ、また、学長、学部長等は「理事会」の意向を十分に踏まえ業務執行に臨んでおり、法人と教学部門の連携は確実に構築されている。

[基準7の改善・向上方策](将来計画)

- ・現行の管理運営体制は特に問題がないと考えているが、医療系大学を取り巻く環境は大きく変化しており、タイムリーな管理運営施策がとれるよう配慮していく。